

スイスの銀行取引約款

山下友信

1. 総説

スイスにおける銀行取引約款の全体的体系は、必ずしも完全に把握できていないが、若干の文献によると、以下のような状況にあるようである（以下の記述については、主として、Thalmann, Die Bedeutung Allgemeiner Geschäftsbedingungen im schweizerischen Bankverkehr, in, Giger, H. u. Schlupe, W. (hrs.), Allgemeine Geschäftsbedingungen in Doktrin und Praxis, 1982, S. 125f., 金融財政事情研究会「欧米銀行取引約款の現状と課題—1978年欧米銀行取引約款専門調査団報告—」（以下、調査団報告書という）（1980年）169頁以下の調査報告によっている）。

約款の体系としては、まず、各種取引類型ごとに約款が作成されているが、そのうち、口座開設申込書の裏面に印刷されている普通取引約款 (Allgemeine Geschäftsbedingungen) は、当座勘定契約に関する普通取引約款であるにとどまらず、顧客と銀行とのすべての取引について適用される基本約款として作成使用されている。当座勘定口座の開設により拘束力が生ずるこの約款に加えて、個別取引に関する特別の約款あるいは約定が使用されるのであろう（当座勘定契約においても、申込書表面に、当座勘定についての契約条項が記載されており、これを普通取引約款が補完するものとされている）。

この普通取引約款については、スイス銀行協会 (Schweizerische Bankver-

einigung)が、1966年に模範普通取引約款(Musterbedingungen der schweizerischen Bankvereinigung vom. 19. Jan. 1966)を制定した。もともと、同模範約款は、協会加盟銀行が使用する義務を負うことになるといふようないわゆる条件カルテルではなく、あくまでも約款のモデルであつて、加盟銀行に対して使用が勧奨されるにすぎない。現に、後述のように、クレディ・スイスの約款とを比較すると、基本的には、模範約款に準拠したものと推測されるが、細部では必ずしも規定の内容、配列は同一ではない。

最近、スイス・カルテル委員会は、上記模範約款中の諸条項が内容の合理性に問題があるという見解を示し、是正を求めるといふことがあつた。これに対して、銀行側の意見は、委員会の見解には承服しがたいといふことであつたため、委員会のこれ以上の干渉を排除するために、協会による模範約款使用の勧奨を廃止することにした。したがつて、現在では、模範約款そのものが消滅したのかどうかは不明であるが、いずれにせよ、各銀行の判断で、独自の約款を作成使用しているといふことになる(これらの動向と銀行側の見解については、Thalman, Das Pfand-und Verrechnungsrecht nach den Allgemeinen Geschäftsbedingungen der Banken, Schweizerische Aktiengesellschaft, 1987, S. 136f. 参照)。

後述のように、当座勘定約款をみても、顧客の利益保護の観点からはかなり問題がありそうな条項が少なからず含まれている。カルテル委員会の異議もそのことに原因を發しているようである。スイスでは、ドイツにおける約款規制法のごとき約款に関する消費者保護法は未だ存在していないといふことも問題のある条項の存在を許している原因であろう。

2. 当座勘定契約書式の構成

今回の研究に関して、事務局を通じて入手された約款を含む当座勘定契約書式は、クレディ・スイスおよびスイス銀行のものである。ただし、いずれも英語に翻訳されたものであり（約款の前文においても、正文はドイツ語によるべきことが明記されている）、これのみにより、検討を加えることは正確さの点で必ずしも万全とはいえないおそれがある。ただ、英訳約款をみると、上記模範約款と内容的には概ね対応しているように思われるので、本報告でも、約款自体については、ドイツ語による模範約款を基礎に検討し、上記2行のうち、クレディ・スイスのものを中心に、英訳約款でとくに異なる内容や表現が用いられているものについて適宜言及することとした。

これに対して、契約書式については、独文のものが入手されていないので、英訳のもので以下紹介する。クレディ・スイスのものでは、まず、表題が「勘定および／または保管勘定の開設に関する契約書」とされ、当座勘定契約に、保管勘定契約がオプションで付加される仕組みとされている。表題に続いて、契約当事者名（預金者（depositor）名、銀行名＝クレディ・スイス（以下、当行という）の記載欄に続いて、約款とは別に契約条項が7か条にわたって記載されている。翻訳すれば以下のとおりである（スイス銀行の書式は、調査団報告書192頁以下に翻訳が掲載されているが、内容はクレディ・スイスのものと異なる）。

下記からわかるように、この契約では、当座勘定契約に加えて、顧客の選択により、有価証券等の保管管理契約が付加されうるものとなっている。保管管理契約については、約款として、保管規則（Safe Custody Regulation）が使用

されることになる。クレディ・スイスの保管規則は、A、B、C 3章20か条から成る詳細なものとなっている（これについては、省略）。

〈契約条項仮訳〉

第1条 当座勘定

銀行は、……の名において開設される勘定に対して資金を記帳する指図を受ける。

当該勘定は別に確定される条件（terms and conditions）にしたがう。

第2条 保管勘定

現在またはそれに続く日において、有価証券その他の財産（以下、「保管財産」という）が、保管のために銀行に移転せられるべきときは、それらの財産は当座勘定と同一の名において維持される保管勘定に属せしめられるべきものとする。

第3条 計 算

反対の旨の指図がないかぎり、預金者のために執行される取引は、第1条にいう当座勘定を通じて行われる。同一の当座勘定は、保管勘定にある有価証券から生ずる収益、および、転換が可能である場合は、寄託者のために受領される外国通貨によるすべての送金についても記帳される。

第4条 2名以上の寄託者

2名以上の寄託者があるときは、それらの寄託者は、スイス連邦債務法典第

150条の意味における合同債権者 (joint creditors) であるものとする。

したがって、各預金者は、個別に、かつ、他の債権者と独立に、

- a) 当座勘定にある現金資金を、全部または一部処分すること
- b) 単独の署名により保管勘定を管理すること、すなわち、保管資産に組み入れること、保管資産から全部または一部を取り出すこと、それらを質入れすること等、

ができる。

個別にまたは独立に行為する権利は、預金者の1名の側における死亡または行為能力の喪失の場合にも継続する。預金者の1名に対して義務を履行することにもとづき、当行は、すべての預金者に対して法律上の義務を免れる。

各預金者は、第三者に対して管理権限 (power of attorney) を付与することができ、この者は、すべての預金者のための代理人として行為する権限を有する。

当座勘定が借方超過を示すときは、各預金者は、合同債権者として、当行に対して責任を負う。

反対の旨の異なる指図がなされていないときは、合同預金者の1名のために当行により受領されたすべての送金または保管資産は、当座勘定に記帳され、または、選択的に第1条または第2条所定の保管勘定に組み入れられる。

預金者が夫婦であるときは、両名は、相互に、個別に、かつ、いかなる制限もなく、当座勘定の預金を処分し、および／または、保管されている保管資産を処分することができる。

第5条 通知

当座勘定および／または保管勘定に関するすべての通知および説明書は、

* 下記の住所に宛てて定期的に郵送される。

* 当行により預金者のために留保される。

* 特別の請求により * 4 半期ごとに * 半年ごとに * 1 年ごとに、郵送される。

通知は、上記の指図にしたがい、当行により郵送されるとき、または、留保されるときは、適時になされたものとみなされる。預金者は、上記の方法での通知の郵送または留保により生じうる結果および生じうる損害に対する責任をすべて引き受ける。当行は、特定の指図が預金者により与えられていないかぎり、預金者の保有財産の管理に関していかなる行為をなす義務も負うものではない。預金者により受領されない通知は、発送の日から3年後に当行により破棄される。通知を留保することに対しては、毎年相当の手数料を徴収する。

第6条 普通取引約款・規則

この契約にもとづくすべての相互の権利および義務並びに管轄および準拠法に関するすべての問題は、この契約の一部をなす、当行の

— 普通取引約款

— 保管規則

の定めにしたがう。

第7条 特約条項

<白紙>

3. 普通取引約款

本普通取引約款の性格は、前述のとおりである。既に翻訳としては、調査団報告書188頁以下がある。以下では、筆者の仮訳とともに、各条ごとに、クレデイ・スイスの約款で異なる定めとなっているときは、そのことに言及し、また、若干のコメントを付すこととする。全体的な印象としては、簡単な約款であるとともに、顧客保護の観点からは、問題のありそうな規定が相当含まれているという感がある。

〈仮訳とコメント〉

第1条（処分権限）

当行に書面で通知された署名鑑は、当行に対して、排他的、かつ当行に宛てられた書面による撤回までは異なる商業登記の記載および公告にかかわらず、有効なものとなされる。

〈コメント〉クレデイ・スイス約款第1条は同趣旨である。

第2条（顧客の苦情）

あらゆる態様の指図の執行もしくは不執行に対する苦情または計算もしくは寄託計算書に対する異議ならびにその他の通知は、これらの通知の受領後直ちに、遅くとも、当行により設定された期限内に、表明されなければならない；通知がなされないときは、通知が顧客に対して通常の郵便により到達すべきである時の後直ちに異議が申し立てられなければならない。これより遅れた苦情については、顧客が損害を負担する。

〈コメント〉 クレディ・スイス約款第7条第1項は同趣旨である。

第3条（当行の通知）

当行の通知は、顧客により通知された最終の住所に宛てて送付されたときは、なされたものとみなされる。当行の所持する複本または送付リストの日付に送付されたものと推定される。当行の保管する郵便は、疑いのあるときは、当行が付す日付に到達したものとみなされる。

〈コメント〉 クレディ・スイス約款第4条は同趣旨である。

第4条（署名・資格審査）

資格の欠如および偽造を知らなかったことにより生ずる損害は、当行に重大な過責がないときは、顧客が負担する。

〈コメント〉 クレディ・スイス約款の規定（第2条）は、かなり異なり、次のような規定である。

「当行は、顧客および適法に選任された代理人の署名を注意深く審査する義務を負うが、照合に関してそれ以上の審査をなす義務を負わない。適正な注意（due care）を尽くしたにもかかわらず、当行の探知しない偽造または誤った認定の結果に対しては、いかなる責任も引き受けない。」

模範約款では、受領権限等の資格の欠缺および偽造の場合について、銀行に重大な過責がなければ免責としたものである。免責条項としては、銀行側に甚だ有利な規定であって、カルテル委員会の批判がなされるのも当然のことである。クレディ・スイス約款では、過失基準により銀行の免責を規定している。

なお、債務法第100条第2項は、軽過失免責約款について、債務者の責任が「公

権的に免許された営業」から発生するものであるときは、裁判官の裁量により無効と宣言しうる旨規定していることとの関係で、本条の有効性についても議論があるようである。もっとも、本条は、債務不履行責任に関するのか、危険負担に関するのかなど、当然に第100条第2項の問題となるのかどうかなど問題がある。

第5条（行為能力の欠如）

顧客は、自己自身または第三者の行為能力がないことにより生ずる損害を負担する。ただし、自己自身については、スイス官報において公告されたとき、または、第三者に関しては、当行に対して書面により通知されたときは、このかぎりでない。

〈コメント〉クレディ・スイス約款第3条は同趣旨である。

第6条（通信の誤り）

郵便、電報、電話、テレックスその他の通信手段または運送機関の利用による、とりわけ滅失、遅延、誤認、毀損、または二重作成により生じた損害は、当行に重大な過責がないかぎり、顧客が負担する。

〈コメント〉クレディ・スイス約款第5条は同趣旨である。

通信諸手段および運送が債務の履行に関して利用される場合に、通信機関および運送機関の過責についてどこまで銀行が責任を負うべきかは、わが国でも議論があるが、本条では、銀行自身に重大な過責がある場合にのみ、銀行が責任を負う者としている。一般的に、通信機関等が銀行の履行補助者であり、銀行は履行補助者の過責については、当然に有責とされているのかどうかは不明

である。仮に、履行補助者ではないとしても、銀行自身に過失があれば銀行は責任を負うはずであるから、これを重大な過責に限定している本条は、免責条項の性質があることは明らかである。なお、振込等の為替取引について、他行が介在する場合については、本条は何も規定していない。

第7条（指図の瑕疵ある執行）

指図（取引所に関する指図を除く）の不執行または瑕疵ある執行の結果として損害が生じたときは、当行は、利息についてのみ責任を負う。ただし、個別の場合に、これを超える損害の差し迫った危険が指示されていたときは、このかぎりでない。

〈コメント〉クレディ・スイス約款第6条はほぼ同趣旨である。

指図とは、小切手等の支払指図や振込指図のような当座勘定契約にもとづきなされる指図のことを考えているものと推測されるが、このような委任についての銀行の債務不履行責任に関して、利息分に責任を制限したものである。このような問題については、振込に関してわが国でも議論があるところであるが、注目されるのは、個別的に損害の可能性を指示しておけば、いっさいの損害について銀行が責任を負うものと明記されていることである。

第8条（質権および相殺権）

当行は、いずれの時でも、顧客の計算において、当行自身でまたはその他の場所で保管するすべての財産について質権を有し、かつ、すべての債権に関して、すべての当行に帰属する請求権に対して、期限または通貨の如何を問わず、相殺権を有する。特別の、または、無担保の債権および貸付に関しても同様と

する。有価証券は、無記名式でないかぎり、当行に質入れされるものとする。当行は、その選択により、顧客がなすべき給付について遅延に陥るときは直ちに質権の強制執行法上または任意の換価をなすことができる。

〈コメント〉 クレディ・スイス約款第8条は同趣旨であるが、本条3文の有価証券の質権についての規定が見あたらない。

相殺については、債務法（OR）第120条以下で規定されている。第120条第1項では、双方の債権が履行期にあるかぎり相殺が可能とする。本条は、期限の如何を問わずに銀行が相殺することができる旨を特約したものである。このような約定相殺は、理論的には、問題なく認められているようである。顧客が複数の口座を有する場合には、銀行はすべての口座の残高と相殺できるとされる。異なる通貨間の債権債務の相殺も第120条は同種の債権債務であることを相殺の要件としているので、相殺の範囲を約定で拡張していることになる。顧客の貯蓄預金契約等寄託契約上の債権との相殺については、別途明示の約定が必要とされるようである。

質権については、民法典（ZGR）第895条の定める留置権よりも強化な担保権を約定したものである。

第9条（勘定取引）

(1) 合意された、または、通常の利息、手数料、諸経費および租税の記帳または賦課は、当行の選択により、4半期毎、半期毎または年度毎に行われる。当行は、利息・手数料率をいつでも、とりわけ金融市場が変化する場合に、変更し、かつ、顧客に対してこれについて回状またはその他の方法で通知する権利を留保する。

当行の計算書に対して遅くとも1月内に異議が申し立てられないときは、承認されたものとみなされ、顧客が署名すべき承認通知が当行に到達しない場合も同様とする。明示または黙示の計算書の承認は、すべてのその中に含まれる項目およびすべての当行の留保の承認を含むものとする。

(2) 外貨建ての貸方に対応する投資資産は、当行の名において、しかし、顧客の計算および危険において、当行により良好と考えられる対応資産として、当該通貨発行国の内外において投資される。顧客は、とくに、法律または行政上の制限の危険および負担を負担する。

外貨建ての貸方について、顧客は、売却、小切手の振出、小切手の支払および振込により処分することができるが、その他の方法での処分については、当行の同意を要する。

<コメント> 本条第1項2文と同趣旨の規定が、クレディ・スイス約款第7条第2項である。

本条第1項1文に対応する規定は、クレディ・スイス約款では、第9条第1項であるが、クレディ・スイス約款では、「勘定の定期的通知書は毎日の通知書により代替される。当行に生じている利息および手数料からの控除は許されない。費用、租税その他の負担は顧客の負担とする」という追加的な規定がおかれている。

また、クレディ・スイス約款では、第9条第2項として、「顧客が、その残高または承認されている貸越額を超える総額の複数の指図をなすときは、当行は、振出日または当行による受領の日の如何にかかわらず、その裁量により指図の全部または一部を実行することができる」という規定がおかれている。

本条第2項に対する規定は、クレディ・スイス約款第10条であるが、次のよ

うに規定しており、異なっている。ただし、外貨建て預金について、マッチングの原則を定め、為替リスクを顧客負担とする基本的な考え方は同様のようである。

「顧客の外貨建て預金に対応する当行の資産は、当該通貨発行国の内外で同一通貨により保有される。顧客は、当該国によりとられる行為の結果として通貨発行国内または資金が投資されている国内にあるすべての当行の資産に影響を及ぼすすべての経済上および法律上の結果に対して、持分に比例して、負担する。当行の外貨建て勘定から発生する義務は、もっぱら勘定を維持する営業所所在地において、かつ、通貨発行国にある当行自身の支店、コルレス銀行または顧客により指定された銀行における記帳を通じてのみ、履行されるものとする。」

第10条（手形、小切手その他の証券）

当行は、割り引いた、または、貸方記帳した未払の手形、小切手その他の証券の記帳を取り消すことができる。これにかかわらず、当行は、手形法、小切手法その他にもとづく手形および小切手の付随的債権を合わせた総額の支払の請求権を、証券にもとづく義務者に対して、存在する債務残高まで、保持するものとする。

〈コメント〉クレディ・スイス約款第11条は同趣旨の規定である。

第11条（取引関係の解約）

当行は、既存の取引関係、とくに、約束されまたは付与された信用を、直ちに解消する権利を留保する。この場合に、すべての債権は、直ちに返済の期限

が到来する。その他の取決めが留保される。

〈コメント〉クレデイ・スイス約款第12条は同趣旨の規定である。

第12条（土曜日の休日扱い）

当行とのすべての取引関係において、土曜日は国の認める休日と同じに扱われる。

〈コメント〉クレデイ・スイス約款第13条は同趣旨である。

第13条（準拠法および裁判管轄）

当行と顧客とのすべての法律関係は、スイス法にしたがう。外国に住所を有する顧客についての履行地、営業所所在地およびすべての手続についての裁判管轄は当行の当該支店所在地とする。当行は、これにかかわらず、顧客に対して、その住所地の管轄裁判所またはその他のあらゆる管轄裁判所において訴を提起する権利を有する。

〈コメント〉クレデイ・スイス約款第14条は同趣旨の規定である。

第14条（特別の定め留保）

特別の取引種類については、当行のこの普通取引約款のほかに定められる特別約款、特に……にしたがう。

この外に、取引所取引については、取引所の慣習、信用状取引については、国際商業会議所の制定する商業信用状統一規則が、取立および割引取引については、スイス銀行協会制定の一般規程が適用される。

〈コメント〉クレデイ・スイス約款には本条に対応する規定がない。

第15条（普通取引約款の変更）

当行は、普通取引約款をいつでも変更することができる。変更は、回状の方法またはその他の適当な方法で顧客に対して通知され、1月内に異議がなければ承認されたものとみなす。

〈コメント〉 クレディ・スイス約款には、本条に対応する規定はない。

文言からみると、銀行が一方的に変更権限を留保しているのか、顧客の同意が必要なのが不明確であるが、後者の趣旨であろう。

以 上